

# 総務厚生常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	3
【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）	9
【議案第3号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	11
【議案第15号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	12
【議案第16号】矢板市ふるさと納税基金条例の制定について	13
【議案第17号】矢板市手数料条例の一部改正について	14
【議案第21号】不動産の譲与について	15
【陳情第6号】年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情（継続）	17
【委員長報告】	18
【閉会】	18

## 1 日 時

平成27年9月11日(金) 午前10時29分(開会)～午後1時33分(閉会)

## 2 場 所 第1委員会室

## 3 出席委員（8名）

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治  
委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、  
中村 有子、大島 文男

## 4 欠席委員 なし

## 5 説明員（25名）

### (1) 総合政策課（4人）

①総合政策課長 横塚順一 ②政策企画担当 村上治良  
③情報システム統計担当 石川民男

### (2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 柳田和久

### (3) 総務課（5人）

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤裕司 ③人事担当 小野崎賢一

- ④財政担当 高橋弘一 ⑤管財担当 関谷一男
- (4) 税務課 (2人)  
①税務課長 大谷津敏美智 ②徴収班長 津久井保
- (5) 社会福祉課 (3人)  
①社会福祉課長 永井進一 ②生活福祉担当 斎藤浩明 ③社会福祉担当 斎藤昭宏
- (6) 高齢対策課 (3人)  
①高齢対策課長 石崎五百子 ②高齢福祉担当 加藤清美  
③介護保険担当 阿久津功
- (7) 子ども課 (2人)  
①子ども課長 薄井勉 ②子育て支援担当 沼野晋一
- (8) 市民課 (1人)  
①市民課長 鈴木康子
- (8) 健康増進課 (2人)  
①健康増進課長 小瀧新平 ②国保医療担当 高久聡子
- (9) 暮らし安全環境課 (1人)  
①暮らし安全環境課長 河野和博
- (10) 出納室 (1人)  
①室長 兼崎妙子
- (11) 選挙監査事務局 (1人)  
①選挙監査事務局長 鈴木浩

6 担当書記 相馬 香織、日賀野 真

7 付議事件

【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算(第2号)

【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)

【議案第3号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

【議案第15号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

【議案第16号】矢板市ふるさと納税基金条例の制定について

【議案第17号】矢板市手数料条例の一部改正について

【議案第21号】不動産の譲与について

## 8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（10時29分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は
  - 【議案第1号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第2号）
  - 【議案第2号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 【議案第3号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 【議案第15号】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
  - 【議案第16号】矢板市ふるさと納税基金条例の制定について
  - 【議案第17号】矢板市手数料条例の一部改正について
  - 【議案第21号】不動産の譲与についての7件である。

【議案第1号】

- 委員長 「議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

（「平成27年度矢板市補正予算書」1頁を朗読。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」4頁から26頁により説明。）

議案第1号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ4億340万円を追加計上し、予算総額を130億3,960万円に補正しようとするもの。

### 歳入

12款1項2目、土木費分担金は、急傾斜地崩壊対策事業分担金で、倉掛地区の工事に伴うものの繰り越し分の分担金。

14款1項1目、民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減負担金で、消費税の10%引き上げを見送ったことによる軽減率の減少による減額。

14款2項1目、総務費国庫補助金は、個人番号カード発行事業費補助金で、個人番号カードを交付するにあたっての事務経費分。

14款2項2目、民生費国庫補助金は、介護保険事業費補助金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に必要な補助金。

14款3項3目、農林水産業費委託金は、指定廃棄物保管業務委託金で、既に市内にある保管物を管理する業務に係る委託金。

15款1項1目、民生費県負担金は、低所得者保険料軽減県負担金で、消費税の10%引き上げを見送ったことによる軽減率の減少による減額。

15款2項5目、農林水産業費県補助金は、環境保全型農業直接支払交付金で、エコファーマーに係る交付金。農業組合において地球温暖化防止のために取り組む有機農業のための交付金。

15款2項9目、教育費県補助金は、エネルギー教育推進事業補助金で、エネルギーに関する教育現場の教材費とこれに係る費用の補助金。

17款1項1目、教育費寄附金は、図書館の図書を購入してほしいという願いの寄附金。

17款1項1目、ふるさと納税寄附金は、今回議案第16号としても提出しているふるさと納税の寄附金。

18款1項、基金繰入金は、これまで5億4,066万6千円の基金を取り崩していたが、今回1億8,690万6千円戻し入れしたもの。その内、8款1項1目財政調整基金繰入金が1億2,690万6千円。18款1項2目減債基金繰入金は、6,000万円を取り崩していたが全て戻し入れができた。

18款2項1目、介護保険特別会計繰入金は、事業精算に伴う返還による繰入。

19款1項1目、繰越金は、前年度繰越金。

20款4項4目、雑入は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業助成金で、道の駅に整備をする急速充電器の助成金。

21款1項1目、土木債は、道路整備事業の市債。

21款1項4目、消防債は、消防防災施設整備事業の市債。

21款1項5目、教育債は、社会体育施設整備事業の市債で、J T跡地購入費のためのもの。

## 歳出

26頁の給与費明細書の内容について説明。4月1日の人事異動に伴い給与等の調整が必要になったため、歳出補正の職員給与費等は調整に伴うもの。1一般職(1)総括の職員数は3名減であり、当初予定していた予算では239名であったが、予算計上後、途中退職を含めて3名減のまま現状行っており、その分の給与が少なくなっている。職員手当等のうち時間外手当は、当初時間外手当も見積もって予算計上しているが、さまざまな課題への対応、あるいは突発的なものへの対応のため、現在不足しているための補正。(2)給料及び職員手当の増減額の明細における給料及び職員手当は、職員の異動及び3名減によるもの。

1款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

2款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。人事給与管理費の賃金は、職員が育児休暇等の場合に臨時職員で対応するための賃金。

2款1項6目、企画調整費は、報償費で、寄附金の半分の金額であり、ふるさと納税の返礼

品分。公有財産購入費で、J T跡地の購入費。積立金で、ふるさと納税基金への積立に係る費用。

2款1項8目、交通安全施設整備事業は、交通指導車が古くなったため新たに購入するための経費。

2款1項9目、地域安全活動推進事業は、防犯灯設置のための経費。

2款2項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

2款3項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。戸籍住民基本台帳事務費は、個人番号カード交付事務に係る経費、木幡土地区画整理事業換地に伴う住民基本台帳一括更新作業に係る経費。

2款4項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

2款5項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

2款6項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

3款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う調整による減額。

3款1項2目、介護保険特別会計繰出金は、低所得者保険料の軽減負担金の減額に伴う減額。

3款2項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

3款2項4目、公立保育所施設運営事業は、泉保育所及び片岡保育所の110番通報装置交換に伴う経費。泉保育所のトイレ改修工事費。

3款3項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

4款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。時間外勤務手当を50万円追加計上。

4款1項3目、エコモデルハウス運営事業は、道の駅に太陽光パネルが載っているが、一番西側のパネルのガラスが破れている状態であり修繕に要する費用。

6款1項2目、職員給与費等は、人事異動による調整。

6款1項3目、道の駅管理事業は、道の駅に急速充電器設備として電気自動車を充電する装置を設置するための工事請負費。委託料は、設置のための設計委託料。

6款1項4目、畜産振興事業は、指定廃棄物の監視業務の委託料で巡回が主な業務。

6款1項10目、環境保全型農業直接支援事業は、エコファーマーに取り組む団体及び個人への補助金。

7款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

8款1項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

8款2項2目、市道維持管理事業は、市内の側溝補修及び拡幅工事等道路の維持管理に伴う経費。市道舗装修繕事業は、市道舗装修繕に係る経費。認定外道路整備事業は、認定外道路ではあるが生活道路として重要度が高い道路について、これまでも継続的に行っていた工事のために係る経費。

8款2項3目、道路新設改良事業は、新設のための測量業務又は物件調査に係る経費。

8款3項1目、河川維持事業は、河川維持管理のための経費で、主に護岸復旧等工事。

8款4項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

8款4項5目、公共下水道事業特別会計繰出金は、減額補正。

8款5項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

9款1項3目、消防施設等整備事業は、矢板五区にある1分団3部の消防器具置き場を建てるための用地購入経費。場所は天ぷら葵のはす向かいで、財務省所管の土地。

10款1項2目、職員給与費等は、人事異動による調整。

10款2項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

10款2項1目及び10款3項1目、学校保健安全給食事業は、人事異動に伴うもので、常勤の市職員の調理員と臨時職員がいるが、給食調理員が退職すると、新採用はせず臨時職員で対応している。小学校費と中学校費で異動に伴い調整が必要になったもの。中学校で2人要求していたが1人になり、小学校では3人要求していたが4人になった。結果的には相殺する形になっている。

10款2項2目、小学校教育振興事業は、エネルギー教育関係の教材費購入に要する費用。

10款3項2目、中学校教育振興事業は、エネルギー教育関係の教材費購入に要する費用。中学校の中体連での大会に、生徒たちが借り上げバスで行くための使用料及び賃借料。

10款4項1目、職員給与費等は、人事異動による調整。

10款4項2目、地域づくり推進事業は、平野自治公民館改修費のための助成金。

10款4項3目、図書館管理事業は、寄附をもらい、指定寄附であり図書を購入してほしいということであり、計上し対応したい。

○委員長 総務課長からの説明は終わったが、補足説明があるため総合政策課長に説明を求める。

○総合政策課長（横塚順一） 1点補足説明をする。内容は、「平成27年度予算に関する説明書」9頁、企画調整費の中の公有財産購入費3億700万円である。説明の中でJT跡地の購入価格とあった。現在の状況について説明する。

平成27年8月の全員協議会で報告後、JT側には取得の意向を伝え、正式に申し出をした。その後今日までJT側と何回か接触をした。

8月末、JT倉庫跡地を所管しているJT本社不動産室の次長と課長が来庁し、取得についての補正予算の議決、仮契約の議決等のスケジュールの話。条件等、具体的には価格についての配慮等、JT側と協議をした。JT側からは、矢板市が取得することについては、社内では承認を得ているということだが、鑑定価格である3億700万円を変えることは、社内規定があるので難しいと説明があった。当然納得できないので、その際には、当然上まで上げて検討してほしいと伝えた。

これを受けて、今週、不動産室の室長、次長と課長が来庁。この室長が、今回の不動産、JT倉庫跡地の処分に関して一切の権限を持っており、契約をする際にも室長名義で契約をするという話だった。この方が言っていたのは、社内規定により売却を行うため、価格の変更は難しいと。また、現在の売却価格を鑑定価格に再度かける考えは今の所無いという説明で、できないに近い、非常に厳しい意志があった。

わかったという訳にはいかないので、市長としては、トップとして今回土地を取得するにあたり、やれることを、やらなければならないことをやっておきたいという意向がある。J T本社を訪問し社長に会って思いを伝えたい旨の考えがあるので、現在J T訪問について面会の申し出を行い、9月末頃で日程を調整中であり、決まった後には訪問の上、市長がJ T社長に話をする。市長と社長の会談を予定している。

この件については、これまで2回J T側と接触をしているが、交渉にあたり矢板市としては、当該土地を取得する上での背景、事情があるので、このようなことを前面に出し、考慮いただきたいということを強く伝えている。具体的には、民間ではなく地元自治体が購入すること。フットボールセンターとして地域の活性化として活用することは、J Tの社会貢献に繋がるのではないかとということ。70年以上市内に倉庫を持ち、お互い良好な関係を持ってきたこと。長い間未売却になっていた土地を取得すること。市の財政が非常に厳しい中、多額の借金、市税等を使用し取得すること。また、仮に候補地から外れた場合は、全て一般財源での対応になることを言っている。何よりも、このような事情を推し量ると、議会や市民に対して理解が得られないということも強調して言っている。

これに対してJ T側の説明としては、2点挙げている。まず、企業の体質ということで、30年前に専売公社から株式会社が変わった。現在は日本たばこ産業株式会社法という法の適用を受けて行っている。政府が株式の3分の1までを持てるということでやっており、半官半民のような半ば公的な組織だと言っていた。なので、企業活動を行うにあたっては制限された中での活動しかできないため、今回鑑定を経た売却価格については、社内規定で変えられないことになっているとのことである。これについては会計検査の対象であり、当然、価格を変えると今度は官製談合や利益供与の問題も起こってくると言っていた。もう1点の理由は売却価格。価格の決定にはいくつかあるとのことだが、これまで価格を公にして売却活動を行っており、今回矢板市に売却するに際して、相手方によって価格を変えてしまうことは当然できない。先程の利益供与ではないが、便宜の享受にも繋がるということで理解を頂きたいという内容だった。

これから市長がJ Tを訪問するが、これまで私もやれること、言えることはしてきたが、価格の交渉、直接的な言い方をすれば値引きについては、現時点では大変厳しい状況であるということ、議員各位には知っておく機会を頂きたいと思っている。説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 J Tについて質疑をしたかったが、今の説明を聞いて自分なりには納得しつつあるが、あくまでも、今まで売れなかった経緯、税制の優遇も、民間ではなく公共機関が買う場合は優遇措置があるため、その辺を良く考え、粘り強くやってほしいという要望が1点。

17頁の説明の中の畜産振興事業指定廃棄物の監視業務は、何ヶ所あるのか。

○総務課長 5ヶ所である。

○石井委員 3点あり、2点目として、19頁の認定外道路整備事業の740万円は、具体的にどこを予定しているのか。

○総務課長 細かくなってしまうが、主に分譲地の中。市街地の中で、開発が進むにつれて住

居が張り付き、側溝が延伸しないあるいは側溝が無い等の場所が、まず東町。荒井地区など5件ほどである。

○石井委員 最後に21頁の消防施設等整備事業。私の地元の分団の器具置き場と説明があったが、面積はどのくらいか。

○くらし安全環境課長（河野和博） 200㎡程度である。

○関委員 17頁、道の駅の電気自動車の設置は、何台設置をするのか。道の駅の駐車場は、土曜日日曜日はかなり満車になると思うが、どの場所に設置をする予定なのか。

○総務課長 機械は1台である。場所は、一番南側。一般のお客様の駐車場があり、少し入った駐車場の辺りの予定。

○大島委員 20頁、公民館費で平野自治公民館の改修工事費の補助金だが、改修工事、新設の場合の補助金の出し方は、どのようになっている、このような数字になっているのか、内容について答えてほしい。

○総務課長 公民館の補助金については要綱があり、新築の場合は500万円が上限で補助。今回のものは30%の率の助成であるが、改修費の30%である。

○大島委員 理解はした。一律ということだが、公民館においても規模の大きい集落少ない集落など、一律500万円ということではなく、最終的には要望になってしまうが、事業費補助ということをこれから少し検討せざるを得ないと思うが、先程言ったように少し要望しておく。

○高瀬委員 JT跡地の購入について、価格の変更はできないというときに、フットボールセンターの中で難しければ、代わりに何か矢板市にとって有益となるようなものを寄付していただくような交渉はできるのか。

○委員長 暫時休憩する。 (11時24分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11時25分)

○総合政策課長 当然JTとの協議の中では、例えば取得後の、先程言った社会貢献であるとか、そのような提案も矢板市からしている。ただし、JTフットボールセンター等のネーミングライツについても検討した結果、そういったものは難しいと。フットボールセンターにJTの名前が出てくるというのは、JTはたばこであり、あまりイメージとしてよくないということをJTでは言っていた。

○高瀬委員 JTは社会貢献として、例えば今行っているのは駅前の清掃作業等への補助金を出している。そういうところへの補助金を少し増やしてもらうなどの交渉はできるのか。

○総合政策課長 その件については、先程の石井委員の言葉を借りると、価格の件についてもそのような件についても、今後粘り強く協議をしていきたいと考えている。

○高瀬委員 11頁に防犯灯の設置があり、市民の皆さんが本当に心配している。特に女の子さんを持っているご家庭の方は心配しているが、防犯灯はどこに設置する予定なのか。

○くらし安全環境課長 各行政区の区長から申請をしてもらい、これから現地調査をして設置する予定。今現在どこに設置する予定というのは無い。

○委員長 私から1点、説明の確認をさせてほしい。15頁の児童福祉施設費で、泉保育所と

片岡保育所の110番通報装置の説明があったが、これは110番通報装置で良いのか。

○こども課長（薄井勉） 110番通報装置で間違いはない。

○委員長 119番通報装置と勘違いしたのかと私が思ったので、確認をした。

もう1点、道の駅に設置される急速充電器は、100%補助ではなく、一部市の負担がある。入る方と出る方の数字を見ると差があるが、市の負担分もあるということで良いか。

○総務課長 お見込みのとおり。付け加えると、補助が出るのは今年度までである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第2号】

○委員長 「議案第2号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（石崎五百子）

（「提出議案説明書」2頁を朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」7頁を朗読。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」30頁から38頁により説明。）

議案第2号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ2,074万1千円を追加計上し、予算総額を24億9,881万9千円に補正しようとするもの。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金を追加計上し、繰入金を減額。歳出には、総務費及び地域支援事業費を追加計上し、基金積立金を減額。

今回の補正の主な理由は4点ある。

1点目は、消費税の増に伴う公費による介護保険料軽減に係る負担金の割合の変更。消費税を8%、10%に増税する予定であったが、8%のみで10%が先送りになった。軽減をするために、国県からもらう予定だったが、無くなった、延期されたもの。率も変わっており、第1段階が45%の減を30%にする。第2段階50%を30%にすると言われていたものが、第1段階のものに対して50%だったのを45%に減にすると変わっている。

2点目は、平成26年度事業の精算に伴う整理。これは毎年9月に行っており、ご存知のように、介護保険の特別会計は、国、県、介護保険料及び市で持ち分の割合が定まっている。この持ち分の割合により、当初予算ベースでそれぞれの持ち分の金額を頂くわけだが、最終的には決算を行い、余った分、足りない分を頂く整理。

3点目は、先程一般会計でも説明があったとおり、人事異動に伴う人件費の整理。

4点目は新規事業であり、認知症総合支援事業を10月から開始するため、認知症地域支援員の設置を行ったもの。

8月末の介護保険料の現状だが、65歳以上の第1号被保険者は9,315人、高齢化率は27.5%。40歳以上の第2号被保険者は11,675人。参考までに95歳から99歳の方が96人、100歳以上の方が18人である。最高齢は、男性が100歳、女性が104歳。介護認定は、要支援1から2の方は212人、要介護1から5の方が1,256人、合わせて1,468人。これから説明する介護給付費は、1,468人の方に係る経費である。

## 歳入

1款1項1目、第1号被保険者保険料は、事業費の22%。

3款1項1目、介護給付費負担金は、平成26年度事業の精算に伴う不足分。

3款2項3目、地域支援事業包括・任意交付金は、事業費の39%。人件費と認知症総合支援事業分。

4款1項1目、支払基金交付金は、介護給付費の28%。過年度分として平成26年度分の精算。

5款、県支出金は、過年度分と減年度分の持ち分割合である。

8款、繰入金は、職員給与費繰入金で事業費の100%。保険料軽減に要する公費繰入金は、消費税10%を取りやめたことに伴う減額。

9款1項1目、繰越金は、平成26年度精算に伴う繰越金。

## 歳出

1款1項1目、職員給与費等は、人事異動に伴うもの。事務費は、平成26年度精算に伴うもの。償還金、利子及び割引料は、国、県及び基金へ返還分。繰出金は、矢板市に対して繰出すもの。

1款2項1目、職員給与費等は、人事異動に伴うもの。

3款2項1目、職員給与費等は、人事異動に伴うもの。

3款2項7目、職員給与費等は、先程説明した新事業である認知症地域支援員の設置によるもの。認知症地域支援員とは、介護保険法で置くようにということで、平成30年4月までに置かなければならない。認知症検査を行っており、それと併せて認知症の方、ご家族の方へ支援をしていく趣旨で設置をする。人件費である。認知症総合支援事業費は、認知症地域支援員が国に定められた研修を受けなければならないため、旅費を追加する。

5款1項1目、基金積立金は、平成26年度精算。保険料の軽減分の公費負担の減。

38頁の給与費明細書の内容について説明。1一般職(1)総括における職員数1名増は、認知症地域支援員である保健師の1名増である。詳細は記載のとおり。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○高瀬委員 35頁認知症地域支援員のことだが、認知症を持っているご家族の方は非常に大変な思いをしているので、このような支援は素晴らしいと思う。何人の方が支援員になるのか。

○高齢対策課長 現在のところ、高齢対策課に配属されている保健師1名分である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

### 【議案第3号】

○委員長 「議案第3号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(小瀧新平)

(「矢板市補正予算書」11頁を朗読。「矢板市補正予算書」12頁から13頁を朗読。詳細について「予算に関する説明書」42頁から48頁により説明。)

議案第3号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ4,820万2千円を追加計上し、予算総額を45億3,090万2千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、平成27年4月の職員の定期人事異動に伴う職員給与費等の調整。国保保険事業の事業内容の拡充に伴うもの。国負担金の平成26年度精算確定による償還金に関する補正である。

#### 歳入

4款2項1目、特別調整交付金は、国保保険事業費補助金が見込めることによる増額。

11款1項1目、職員給与費等繰入金は、職員の人事異動に伴う減額。

12款1項1目、療養給付費交付金繰越金は、償還金に伴う増額。

#### 歳出

1款1項1目、一般管理費の職員給与費等は、国保担当職員のうち健康増進課3名の職員手当の調整等による増額。

1款2項1目、賦課徴収費の職員給与費等は、税務課担当職員2名の異動に伴う減額。

8款2項1目、特定健康診査等事業費は、特定健診未受診者勧奨等の国保保険事業の事業内容拡充に伴う委託料としての増額。平成26年度まで任期付短期任用職員1名の管理栄養士を、平成27年度から正規職員として1名新規採用したことによる職員給与費等の調整による人件費を増額。

10款1項3目、償還金は、退職医療療養給付費交付金の平成26年度確定に伴う社会保険診療支払基金への償還金の不足分。

48頁の給与費明細書の内容について説明。人事異動に伴う職員給与費等の異動。国保担当職員6名で、健康増進課は管理栄養士を含む4名分、税務課は2名分。詳細は記載のとおり。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第15号】

○委員長 「議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（「議案書」11頁を朗読。「議案書」12頁から26頁について条文の朗読に代えて内容説明。）

条例の制定であり、内容は、番号法が施行され、10月1日からスタートする。番号法で規定されている事務はもちろんだが、個人番号あるいは特定個人情報は各自治体の事務によって使い方に違いがある。独自事務については条例で定めるという規定が番号法にあることに伴う制定。

趣旨は、特定個人情報に関して必要なものを条例で定めるということ。

定義として、第2条第1号から第4号まで規定があり、それぞれの用語の説明。個人番号とは、12桁の番号。特定個人情報とは、番号も含めた個人情報。個人番号利用事務実施者等は記載のとおり。

市の責務としては、第3条で、市は事務扱いについてきちんとした管理をしなければならないと謳っている。

第4条、ここから表に関連するが、それぞれ市長部局あるいは行政委員会の教育委員会で、

個人番号と特定個人情報、社会保障や税情報等を利用して実際に事務を行っているが、その事務の内容を別表のように定めることを記載している。別表第1、14頁に機関、事務とあるが、まず市長部局では、例えば市税の減免に関する事務で規則で定めるもので、減免に関する情報を扱うというもので、17頁まで38項目ある。市長部局は36事務、教育委員会は2つの事務で、就学援助あるいは要保護児童に関する事務。これらについては住民情報を使うということ。現在矢板市で取り扱っている個人情報が必要な事務は、38項目あることを規定している。

17頁の別表第2では、機関と事務、新たに特定個人情報という欄が設けられているが、別表第2の特定個人情報とはどのようなものか、それぞれ先程説明した市長部局では25頁までの36事務あることを規定している。例えば、市税の情報であったり住民票の情報であったりと、特定個人情報の内容をこの表で規定している。

25頁の別表第3では、情報照会機関として教育委員会がある。教育委員会の事務の欄に、就学援助と要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の交付があるが、この事務に関しては、市長部局からの情報を提供してもらえることを規定している。市長部局と行政委員会で機関が違うので、やり取りをする上で、教育委員会では市長部局から税情報等を提供してもらうということを規定している。

まとめると、国の番号法の規定の他に、各自治体ではそれぞれ色々なサービスを行っており、サービスの事務内容には差があるので、それぞれの事務に関して新たに制定をして、個人情報をしっかりと管理し、それぞれの機関、市長部局と行政機関でやり取りをする場合には、それも規定しておかなければならないという趣旨の条例を今回制定する。

議決の後には、平成28年1月1日からの施行予定。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11時58分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時00分)

#### 【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 矢板市ふるさと納税基金条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長 (「提出議案説明書」4頁を朗読。「議案書」27頁を朗読。制定の経緯を説明

後、「議案書」28頁から29頁について条文の朗読に代えて内容説明)

ふるさと納税制度を活用し、寄附者から收受する寄附金を適正に管理運用するため、基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するもの。

本条例の制定については、矢板市ふるさと納税制度の拡充に伴い、寄附者から頂いた寄附金の使途を明確、明朗にするため基金を設け、寄附金の管理を行うもの。

寄附金の流れについて説明する。寄附金の寄付から使途の流れについては、頂いた寄附金は、まず一般会計の寄附金に歳入として計上する。それと共に当該基金に積み立てを行う。その後、当該年度以降に、寄附者から寄附の際に指定を受けた使途先の事業の財源とするために、予算があるものは既存の予算へ、無いものについては補正予算として予算を計上して、基金からの繰出金として繰出し、事業執行のための財源とするものである。

第2条、積立て。積立の額は寄附金の全額とする。

第3条から第5条は、基金の管理等について、基金設置にあたっての一般的な条項を規定している。

第6条では、処分をすることができる場合は、寄附者から指定を受けた事業への財源へ充当する場合のみとする規定。

附則、条例の施行日は、制度拡充の実施日である平成27年12月1日。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第17号】

○委員長 「議案第17号 矢板市手数料条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長 (「提出議案説明書」4頁を朗読。「議案書」30頁を朗読。議案書31頁について、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の施行及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名改正に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

矢板市手数料条例の中に別表があり、手数料の記載がある。まず、第36号、表でいうと、36段目の一部になるが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の文言があるが、上位法が変わり「管理」が加わったことによる、36行目の表の一部を改正するのが1点。

併せて、手数料条例の同じく表の中に、追加として加えるものとして、通知カードの再交付手数料あるいは個人番号カードの再交付手数料として、番号法に伴い、10月から発送される通知カード、個人番号カードは免許証と同じように写真入りのカードになり来年1月から交付になる。最初の物は、国で発送するので国庫で対応するが、紛失や落としてしまったなどの再交付は、個人で負担していただくことになる。最初は無料だが、再交付はそれぞれ、通知カードの場合は500円、写真入りの個人番号カードの場合は800円の料金を頂くという規定を、矢板市手数料条例の中に加えるものである。

附則として、通知カードについての施行日は平成27年10月5日から、第3条写真入りの個人番号通知カードは平成28年1月1日から施行するという一部改正である。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第21号】

○委員長 「議案第21号 不動産の譲与について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長 (「提出議案説明書」6頁を朗読。「議案書」35頁及び36頁を朗読し、内容を説明。)

片岡保育所、片岡児童館及び片岡小学童保育館の民営化に伴い、市が保有する建物を無償で譲与するため、法の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

1 譲与する建物の(1)は、現在の片岡保育所の建物。(2)は、同敷地内にある児童館及び学童保育館の建物。

2 譲与する相手方、社会福祉法人柏葉会は、現在つくし保育園を運営している法人。

○委員長 これより議案第21号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 評価額が分かれば教えてほしい。

○子ども課長 今現在市の建物なので評価はしていない。近傍類似ということになるが、保育所については2,181万233円、児童館については1,411万2,789円である。今申し上げた金額は推計値である。

○委員長 暫時休憩する。 (13時14分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時15分)

【答弁の訂正】

○委員長 こども課長より先程の答弁の訂正の申し出があるので発言を許可する。

○子ども課長 先程の答弁の中で、「保育所については2, 1 8 1万2 3 3円、児童館については1, 4 1 1万2, 7 8 9円」（1 5頁上から3 1行目）を、「8月1 7日現在で、保育所については1, 7 9 1万3, 7 5 2円、児童館については1, 2 4 4万4, 2 6 6円」に訂正をお願いしたい。

○委員長 こども課長の申し出を許可する。

(異議なし)

○大島委員 不動産の譲与ということだが、譲与をしなければならない主な理由。譲与するのに、運営管理等も含めてだと思いが、譲与する理由を説明してほしい。

○子ども課長 民営化にあたっては、今回3件目である。過去2件についても、建物については無償で譲与している例があること。但し、過去2件については、耐用年数が切れていて、資産価値が無いものであったが、今回は残存価格が5、6年ある。しかし、20年近く経過しているので、いずれ建て替えが来るであろうことが1点。これを売るとなると、補助金の返還が生じる。無償で譲渡して同じ用途で使っていただく場合には、補助金の返還が生じない。初期投資を抑えてもらい、保育のサービスを低下させないことが最大の理由である。

○大島委員 今の説明の中で、前例があったこと。無償で貸すことは考えなかったのか。

○子ども課長 当然無償貸与ということもあるが、無償貸与であっても、相手に所有権を移転しても、固定資産税上は変わらない。無税であるので影響はない。建物の管理の責任者が矢板市になるか、相手方になるか。建物を改修する時には、所有者が自由に改修できるという利便性も、相手方になることによって生じると思うので、無償貸与ではなく譲与にした。将来いずれ、解体という問題も出てくるので、市が所有している理由はあまり無いと考える。

○大島委員 譲与は私もよくわからないが、税法の上で贈与と同じくらいとか、税金的なものには掛からないという理解で良いか。

○子ども課長 社会福祉法人の場合、税法上優遇されている。

○大島委員 そこに関わる土地は、無償の使用貸借なのか。どのように取り計らうのか。

○子ども課長 土地については、無償貸与ではなく賃貸借を考えている。先程の建物の時にも説明したが、初期投資を抑えて保育の質の維持を図ってもらうことを考慮し、最初の4年間は減免。全額ではなく、2分の1、3分の1の減免をしたいと考えている。

○大島委員 ちなみに、土地の面積、どのくらいの費用負担になるのか。

○子ども課長 土地建物、市が所有する財産の賃借料について、行政財産については、行政財産の使用料条例で計算の仕方が決まっている。今回は普通財産。今は行政財産だが普通財産にして譲与することになる。普通財産については、賃借料の計算の方法が決まっていないため、行政財産の賃借料の計算方法に倣って今回は賃貸借をしたい。行政財産の使用料の計算方法は、評価額掛ける4%となっている。

土地についての評価額は、土地についても今は市が所有しており評価はしていないので、推計の評価額になるが、平米単価が1 1, 4 7 5円である。面積が2, 8 0 9. 8 2㎡。その

4%を計算すると128万9,707円で、年間約130万円弱という賃借料が発生する。

具体的に今考えている減免方法は、最初の2年間で2分の1を減免、3年目から4年目が3分の1を減免、5年目からは減免無しで賃貸借をしたいと考えている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

#### 【答弁の訂正】

○委員長 こども課長より先程の答弁の訂正の申し出があるので発言を許可する。

○子ども課長 先程の訂正の申し出の中で、「保育所については1,791万3,752円」を、「保育所については1,808万330円」に訂正をお願いしたい。但し、今現在の評価であり、実際には来年度契約を結ぶため、評価額はまた変わるかもしれないので念のため申し添える。

○委員長 こども課長の申し出を許可する。

(異議なし)

○委員長 つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決された。

#### 【陳情第6号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求め  
る陳情」を議題とする。前回の陳情文書表の配付を求める。

(事務局 陳情文書表を配付)

○委員長 朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○石井委員 年金のリスク等の見直しだと思うが、すでに政府、GPIFにおいては、見直しをし、リスク性資産にかなり高まっていると伺っているが、現況はわかるか。

○委員長 暫時休憩する。 (13時25分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13時28分)

○市民課長 (鈴木康子) 運用は既に行っている。

○委員長 意見を求める。

○石井委員 今の政府、日本経済の復興の中で、これは積極的に奨励しているところであり、これを見直すとなると少し問題があると、個人的には不採択でお願いしたい。

○大島委員 この問題は、あくまでも基金の方で行っているものに対して、我々が年金関係の

積立をしていく、後での見返り、見返りというより年金の配当を受ける時のリスクを背負ったがために、それがということであるため、その辺りを考えなければならぬと思う。あくまでもこれは、景気浮揚策とか、今の大きな経済界の流れの中での1つの方法であり、なかなか判断がし辛い、不採択で結構だと思う。

○中村有子委員 もうすでに国の方で実施をしているということなので、不採択になる。

○関委員 先輩委員と全く一緒である。

○櫻井委員 関委員と同じである。

○高瀬委員 私もあまり詳しいわけではないが、円安130円代まで進む予想だったのに、中国から始まった株の問題、世界同時株安。専門家はそれに対する影響はないのではないかと、いうことがあるので、私の意見としてはまだ継続審査が望ましいと思っている。

○委員長 不採択、継続審査と意見が分かれているが、これより採決する。陳情第6号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第6号は、不採択とされた。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

#### 【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(13時33分)